

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

地域資源を活かしたトカイナカ交流促進計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県，土浦市及び石岡市

3. 地域再生計画の区域

土浦市及び石岡市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 土浦市及び石岡市の概要

土浦市は，昭和 15 年 11 月 3 日に 2 町（真鍋町と土浦町）の合併により誕生した市であり，最近では平成 18 年 2 月 20 日に新治郡新治村と合併した人口 14 万 3 千人余の市である。

石岡市は，昭和 29 年に市制施行した市であり，最近では平成 17 年 10 月 1 日に新治郡八郷町と合併した人口 8 万人余の市である。

両市とも，地理的には東京都心から北東へ約 70 km 圏のところにあり，茨城県のほぼ中央に位置している。関東平野特有の平坦な地形で，北又は西側には「紫峰」と呼ばれる筑波山系が連なり，南には日本で 2 番目に大きい霞ヶ浦を有する自然豊かな市である。

(2) 地域資源

ア 土浦市の地域資源

土浦市には，歌人である小野小町ゆかりの地や亀城公園周辺の趣あるまちなみが残されているほか，霞ヶ浦の水辺や帆曳船など多くの地域資源がある。

また，豊かな自然環境と温暖な気候を活かし，稲作や花き栽培とともに，レンコンの生産量は，日本一の規模を誇っている。

イ 石岡市の地域資源

石岡市には，のどかな田園風景や茅葺民家が点在する豊かな自然環境がありグリーンツーリズムの拠点となっているほか，舟塚山古墳や常陸国分寺跡，常陸国分尼寺跡，国衙跡など多くの歴史遺産が残されている。また，山沿いでは，梨，柿，イチゴなどの果樹栽培が盛んに行われるなど，多くの地域資源を有している。

ウ 地域資源を活かすためには

両市には，こうした多くの地域資源が残されているにもかかわらず，それを十分活かし

きれていない現状にある。それは、地域資源が点在しているため、1か所訪問しても次の場所への交通手段がなかったり、道路が狭隘で対面通行ができなかったり、一定期間道路が通行止めになるという道路事情が存在することから、観光コースとしての魅力がわからないことが原因であると考える。

そこで、両市の地域資源を最大限に活かすためには、観光コースを確立させ、交通体系を整備することが不可欠であり、両市に点在する地域資源を幹線道路で結んだ“周遊観光道路”の整備を進めていくことが重要である。

この周遊観光道路の整備を進めることによって、両市に点在している地域資源を一体的に結びつけることができ、観光ルートの設定がしやすくなるほか、東京方面からの集客率を高めることができるようになる。

両市が有する地域資源を東京方面の人々に十分堪能してもらい、都会と田舎の人々との交流（トカイナカ交流）を促進していくことで、地域の再生を図る。

(3) 両市の交通体系

ア 交通体系の現状

両市には、それぞれの東部を貫くようにJR常磐線（主要駅は土浦駅、石岡駅）が通っているほか、国道6号線や常磐高速自動車道が通っており、東京から1時間圏内に位置する交通の要衝となっている。

しかし、両市の間には筑波山系が横たわっているため、朝日峠を越え両市を結ぶ道路は、急勾配で狭隘のうえ急カーブが多く、凍結等によって通行止め（12月から4月まで）が生じる道路となっており、両市間の通行の障壁となっている。このため、既存の幹線道路への迂回が強いられ、渋滞を引き起こしているほか観光客の集客にも支障をきたしている。

イ 朝日トンネル

そこで、これらの障壁を取り除き、幹線道路の渋滞緩和と観光客の集客増加を進めていくためには、朝日峠にトンネルを開通させることが喫緊の課題となっている。

ウ 救急医療道路

この朝日トンネルの開通は、東京方面からの観光客を呼び込むのに役立つだけでなく、石岡市の山間地区に居住する住民にとっても、救急医療の面で大きなメリットをもたらすことになる。具体的には、第3次病院（総合病院）である土浦協同病院、さらには公共用ヘリポートへのアクセス時間を短縮させることができるというメリットである。安全・安心な生活環境を構築するためには、この朝日トンネルを早急に整備していく必要がある。

エ 生活道路

さらに、この朝日トンネルの開通がもたらす効果は、石岡市の山間地区に居住する住民にとって生活面においても大きなメリットをもたらすことになる。大型ショッピングセンターを多数有する土浦市方面等への移動が容易になることで、暮らしやすさが向上するというメリットである。

オ 物流道路

また、物流面においては、北関東自動車道の開通や茨城空港の開港によって、両市が有する工業団地を中心とした地域間の効率的な物流環境を提供することができるというメリットが見込まれる。

カ 森林・林業の現状と課題

一方、石岡市は多くの山間部を有するものの、林業従事者の減少と高齢化が進み、さらには安価な外国産木材の流通によって地元木材の需要が落ち込み、山林の荒廃が進むといった深刻な事態を引き起こしている現状にある。

このような現状下では、森林の持つ水資源や環境資源などの公益的機能を保全し、持続可能な林業活動を推進することが困難であることから、高性能林業機械の導入を積極的に進めるとともに、林業生産基盤としての林道の整備を進めていくことが重要な課題となっている。

キ 森林整備の必要性

そのような現状の中において、林道半田線の利用区域は212 haあり、スギ、ヒノキの人口林は115 haを有している。しかし、この大部分が間伐を必要とする林分であり、木材の生産機能を高めるとともに、水源の涵養や土砂の流出防止など公益的機能の持続的発揮に不可欠な森林整備を行なうために、林道の開設が必要となっている。

さらに、林道を整備することによって、荒廃した山林を、山野草の可憐さや野鳥のさえずりなど“日本の四季”を感じさせる美しい山林へと再生し、また森林セラピーなど心と和むやすらぎ空間として地域を再生していくことが必要となっている。

自然や緑に対する憧れや回帰は誰でも本能として持っており、やすらぎや癒しへの関心の高い人々が増えてきていることから、最近では東京方面からグリーンツーリズム活動へ参加する人々も年々増加してきている。

(4) 今後の方針

土浦市及び石岡市は数多くの地域資源を有しているにもかかわらず、1つ1つが点在しているため観光ルートが確立されていない現状にある。

そこで今回、点を線で結んでいく“周遊観光道路”を整備することで、両市に点在する地域資源を一体的に結びつけ、観光ルートを確立させたいと考えている。

この観光ルートを確立することによって、東京方面からの集客増加を見込むことができるようになり、都会と田舎の人々との交流（トカイナカ交流）が促進され、地域の再生を図ることができるようになる。

本地域再生計画では、道整備交付金により道路体系を整備することにより、東京方面との交流を促進し、観光ルートを確立させ、林業の振興を図ることによって、地域資源を活かしたトカイナカ交流の促進を目指している。

(目標1) 観光施設利用客数の増加

【目標】周遊観光道路を整備することにより、観光施設の年間利用客数を2割増加させることを目標とする

- 小町の館（小町の里）入館者数 < 78,168 人 → 2割増 >
- 亀城公園来訪者数 < 45,617 人 → 2割増 >
- 霞ヶ浦（土浦港）来訪者数 < 24,624 人 → 2割増 >
- 茨城県フラワーパーク入場者数 < 190,681 人 → 2割増 >
- ゆりの郷入館者数 < 179,582 人 → 2割増 >
- 常陸風土記の丘入館者数 < 173,892 人 → 2割増 >
- グリーンツーリズム参加者数 < 3,674 人 → 2割増 >
- 観光果樹園来園者数 < 54,300 人 → 2割増 >

(目標2) 森林再生・利活用の推進

【目標】荒廃した森林へのアクセスを容易にし、効率的な森林の再生、利活用を図ることを目標とする。

- 半田地区（石岡市）における主伐する森林面積（6.7 ha）
- 半田地区における間伐する森林面積（18.9 ha）
- 半田地区における保育する森林面積（10.4 ha）

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

観光振興とともに、地域住民に安全・安心なやすらぎある生活環境を提供し、さらには、地域間の効率的な物流環境の向上を図るためには、朝日峠のトンネル「市道 新治Ⅰ級 14 号線（土浦市）」、「市道 B8679 号線（石岡市）」をはじめ、土浦市の「市道 新治南 314 号線」、「市道 虫掛 66 号線」、さらには、石岡市の「市道 B6706 号線」、「市道 B7557 号線」、「市道 A4055 号線」、「市道 A3367 号線」、及び「都市計画道路 宍塚大岩田線」、また、「林道 半田線」を整備することで、一体的かつ効果的な交通ネットワークを構築する。

また、地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組みとして、5-3-2に掲げる観光振興や生活環境の向上を目的とした各種事業を合わせて実施することにより、地域再生の相乗効果を図り、日本の四季を身近に感じることができる快適で魅力ある永住地を目指す。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行なう事業

道整備交付金を活用する事業

すべての路線について、事業開始に係る手続きを終えている。

整備箇所等は、別添の整備箇所を示す図面（添付資料4）による。

・ 実施主体

市道 石岡市・土浦市

- 林道 茨城県・石岡市
- ・ 施設の種類
市道 林道
 - ・ 事業期間
市道 平成 20 年度～24 年度
林道 平成 20 年度～24 年度
 - ・ 事業費
市道 10,711,550 千円（うち交付金 5,355,775 千円）
林道 311,200 千円（うち交付金 140,040 千円）
計 11,022,750 千円（うち交付金 5,495,815 千円）
 - ・ 整備量
市道 13,750m
林道 2,517m

(5-3) その他の事業

(5-3-1) 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み
該当なし。

(5-3-2) 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

地域再生法による特別の措置による事業を行なうほか、地域再生、観光振興、生活環境の向上を図り、将来、日本の四季を身近に感じ、快適で魅力ある永住地となるよう、豊かな自然環境と歴史資源を素材とした「地域資源を活かしたトカイナカの交流促進計画」を推進するため、以下の事業と一体的に実施し、相乗効果を図るものとする。

ア 小町の里整備事業

実施主体：土浦市

実施年度：平成 5 年度から

事業概要：小町の里は、穏やかな田園・山麓の自然とのふれあいの場及び、小野小町伝説やふるさとの歴史文化の探勝、果樹狩り、そば打ち体験を楽しむ観光農園等を柱とした、都市住民との交流拠点及び地域農業の活性の場として整備する。

イ 歴史の小径整備事業

実施主体：土浦市

実施年度：平成 12 年度から

事業概要：亀城公園（土浦城址）を中心とした歴史資源と道路の調和による独自のまちなみを形成し、快適な歩行空間を創出することにより、観光客の回遊性を高めるほか、併せて中心市街地の活性化も図る。

ウ グリーンツーリズム拠点の整備

実施主体：石岡市

実施年度：平成 19 年度から

事業概要：廃校となった旧朝日小学校をグリーンツーリズムの拠点として整備する。
年々、首都圏からの参加者が増加してきており、グリーンツーリズムへの関心が高まってきている。

エ 常磐高速自動車道・石岡インターチェンジ

実施主体：茨城県，石岡市，小美玉市

実施年度：平成 20 年度から

事業概要：社会実験として、E T C 専用のインターチェンジを設置し、市内観光施設の玄関口としての整備を進める。首都圏等からのアクセス向上に寄与するため、早期実現が急務の課題となっている。

オ 筑波山日本風景街道

実施主体：茨城県，土浦市，石岡市 他

実施年度：平成 17 年度から

事業概要：道路と地域及び観光振興を融合させた新しい施策で、シーニックバイウェイとも呼ばれ、「シーニック」は景色、「バイウェイ」は、わき道，寄り道を意味する。現在，自然，歴史，文化，風景などをテーマとして，「訪れる人」と「迎える地域」の交流による地域コミュニティの再生と，美しい道路空間づくりのため，行政，住民，利用者，N P Oなどが一体となって，推進している。筑波山を中心とした5市において，地域資源を活かすための観光道路として位置づけている。

カ ふるきよき交流空間づくりプロジェクト

実施主体：茨城県，石岡市

実施年度：平成 18 年度から

事業概要：田園，里山，茅葺民家など，ふるきよき日本の原風景が残る豊かな自然や，舟塚山古墳や常陸国分寺跡などの歴史資源を保存するとともに，森林浴など，来訪者に「やすらぎ」を感じさせる「癒し空間」として，「茨城県フラワーパーク」，「やさと温泉ゆりの郷」，「常陸風土記の丘」など市内を周遊する，「やすらぎ交流空間」と位置づけ整備し，グリーンツーリズムによる体験型観光を展開する。

さらには，隣接観光地との利便性等を考慮した，交通ネットワークの整備により，交流人口の拡大，地域再生・活性化を推進している。

キ 茅葺民家調査保存事業

実施主体：石岡市

実施年度：平成 18 年度

事業概要：平成 18 年度（財）地域活性化センターの合併市町村地域資源活用事業を活用し、新市全体を対象に、茅葺民家の所在調査、各民家の建設時期、構造的特徴等の調査を実施し、ハンドブックのほか、茅葺技術の映像資料を作成。さらには、茅葺民家を今後も保存するため、日本屈指と評判の茅葺技術、「筑波流茅手」の継承・育成を推進している。

ク 里地棚田保全整備事業

実施主体：石岡市

実施年度：平成 18 年度から

事業概要：農道、排水路の整備、畦畔補修等により棚田景観の維持・保全を図るほか、アクセス環境を整備し、今後農作業体験による観光やグリーンツーリズム等を通して、都市と農村のふれあい交流の場として利活用を図る。

ケ 田園空間整備事業

実施主体：茨城県

実施年度：平成 17 年度から

事業概要：筑波山の麓をはじめ、魅力ある農村景観が残る地域を「田園空間博物館」として捉え、散策のための農道整備や憩いの場となる水辺の景観整備を実施し、都市と農村の「ふれあい交流の場」として利活用を図る。

6. 計画期間

平成 20 年度 ～ 24 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、両市において、計画期間終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表し、事業評価、改善策の検討を実施するものとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。